平成２６年（フ）第１２４６号
京都府城陽市久世里ノ西181番地の16、破産手続開始決定時の住所京都市西京区桂上野東町89番地　クレセントＴⅡ206
破産者　中村　修司
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１９号
京都府京丹後市網野町新庄772番地
破産者　平野　義郎
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第７４１号
神戸市長田区西代通４丁目５番15号
破産者　明瀬　由美
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３９号
神戸市中央区山本通４丁目18番15号　メゾン諏訪山101
破産者　焼鳥蔵こと　松村憲太郎
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１４号
香川県木田郡三木町大字上高岡1558番地１
破産者　溝渕　宜潔
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６８号
青森県十和田市東十三番町18番27―８号　ドリームキャッチャーⅡ７号室
破産者　佐々木春子
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第１号
岩手県奥州市江刺区伊手字糀谷147番地４、前住所岩手県北上市和賀町藤根１地割15番地259
破産者　佐藤　　竜
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第３６号
秋田県大館市片山町３丁目13番５号
破産者　斎藤　義隆
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第１７５８号
神奈川県茅ヶ崎市香川４丁目10番26号
破産者　間宮　　真
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８７号
横浜市旭区今宿東町558番地２　ハイツワタナベ102
破産者　玉置　英治
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘３丁目152番地１　県住31―204
破産者　山田　裕史
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第４８号
金沢市里見町24番地　シティルネッサンス102号、従前の住所金沢市野町２丁目３番26号
破産者　常川　幸樹（旧名アンナ）
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３３５号
静岡県浜松市中区十軒町660番地の１　パインフォレストＣ―202
破産者　橋詰　一馬
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４４２号
静岡県袋井市松袋井90番地の１、前住所静岡県袋井市山田938番地の３
破産者　五十嵐邦彦
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３６号
静岡県浜松市中区高丘東５丁目27番18号　サンマンション103、前住所静岡県浜松市南区寺脇町597番地
破産者　松本　将人
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２４号
和歌山県御坊市野口1182番地８、住民票上の住所和歌山県日高郡日高川町大字小熊3395番地１
破産者　深見さおり
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２６年（フ）第３４６号
愛媛県松山市久谷町96番地６
破産者　西岡　盛明
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部